

核融合科学研究所重水素実験安全評価委員会の運営に関する申合せ

平成19年2月27日  
重水素実験安全評価委員会決定

(趣旨)

第1 この申合せは、核融合科学研究所重水素実験安全評価委員会（以下「委員会」という。）設置規則第10条の規定に基づき、委員会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(議事)

第2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。  
2 議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。

(会議の公開)

第3 委員会は、原則として公開するものとする。

第4 この申合せに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 記

この申合せは、平成19年2月27日から実施する。